

## 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成22年11月17日  
岩手南農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化に係る措置(方針制定、体制整備、貸付け条件変更等)の実施状況について公表いたします。

### 1 金融円滑化法に係る基本方針の概要

当組合では、金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づき、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化に係る基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化に係る基本方針(概要)

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文は、別紙「金融円滑化に係る基本方針」をご参照ください。

(平成22年2月14日に公表)

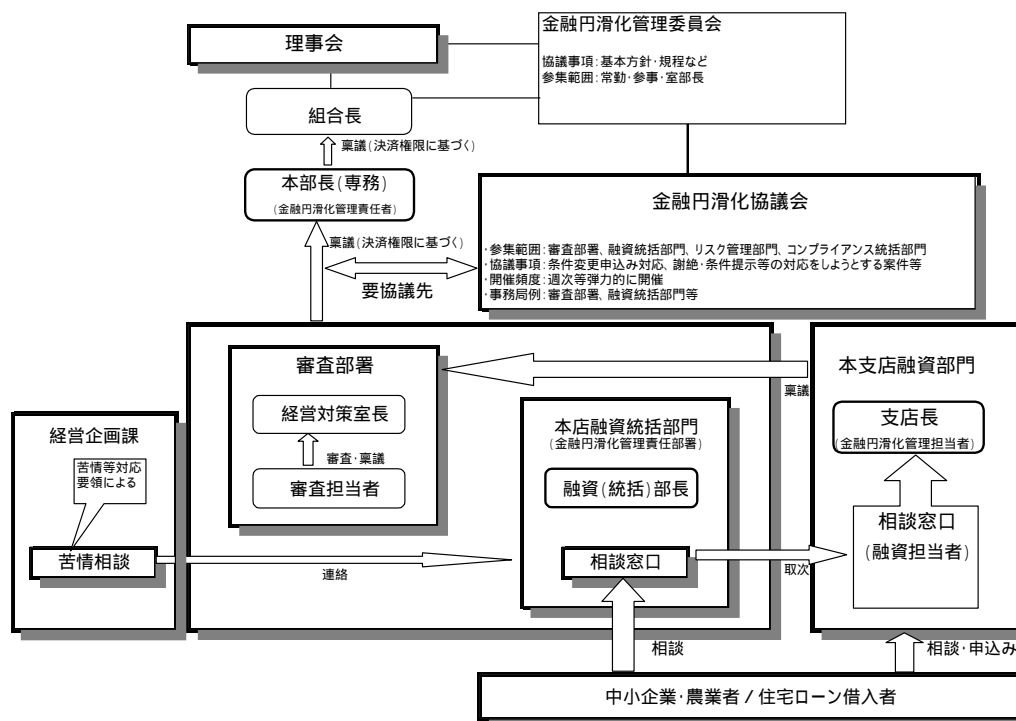
### 2 金融円滑化法に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」とし、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化に係る対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支所では、金融円滑化に係る取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制

JAIいわて南



### 3 金融円滑化法に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- (1) お客さまからの、金融円滑化に係るご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、総務部経営企画課に受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合

所定の手続きに従って、速やかに総務部経営企画課に連絡をし、金融部と各支所が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

- (3) 各支所では、金融円滑化に係る取引の苦情相談内容について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

#### お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	一関市竹山町7-1	金融部	0191-23-3007
一関支店	一関市上大槻街1-25	金融窓口	0191-23-5400
真滝支店	一関市滝沢字苦木148-7	金融窓口	0191-23-3408
舞川支店	一関市舞川字堀切47-2	金融窓口	0191-28-2311
萩荘支店	一関市萩荘字境の神365	金融窓口	0191-24-2021
巖美支店	一関市巖美町字滝ノ上212	金融窓口	0191-29-2011
中里支店	一関市中里字江川182-5	金融窓口	0191-23-2243
山目支店	一関市竹山町7-1	金融窓口	0191-23-9175
花泉支店	花泉町涌津字一の町11	金融窓口	0191-82-2411
永井支店	花泉町永井字粒乱田269-4	金融窓口	0191-84-2241
平泉支店	平泉町平泉字志羅山12-6	金融窓口	0191-46-2311
長島支店	平泉町長島字砂子沢2	金融窓口	0191-46-2303

(ご相談受付時間：午前9時～午後4時)

貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、総務部経営企画課にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 0191-23-3006 内線265

#### 4 中小企業のお客さまの事業改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業のお客さまの事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- (1) 金融円滑化管理協議会を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体

制を整備しております。

(3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

**5 中小企業のお客さまからの債務の弁済に係る負担軽減の申込み等への対応措置の状況**

別表1 - 1 「法第4条に基づく措置の実施状況」のとおり。

**6 住宅資金をご利用中のお客さまからの債務の弁済に係る負担軽減の申込み等への対応措置の状況**

別表1 - 2 「法第5条に基づく措置の実施状況」のとおり。

以上

## 別紙

### 金融円滑化にかかる基本の方針

当ＪＡいわて南（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応  
(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

( 2 ) 当 J A は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。

( 1 ) 金融円滑化管理委員会の設置

組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

( 2 ) 金融円滑化管理責任者の設置

信用事業担当専務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

( 3 ) 金融円滑化管理担当者の設置

各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### 附則

この方針は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。





**法第 5 条に基づく措置の実施状況**

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0	2	21	2	21
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	2	21	2	21
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。